

観光施設現況等調査業務委託仕様書

1 業務名

観光施設現況等調査業務

2 業務目的

本業務は、観光施設の経営診断を行い、経営に関する課題等を抽出し、経営改善策を提案するとともに、民間事業者への譲渡（売却）の可能性等を含めた、観光施設の今後のあり方について整理することを目的とする。

なお、国民宿舎みやじま杜の宿については、上記以外に総務省通知「経営戦略策定ガイドライン」等に基づき、国民宿舎事業における「経営戦略」の一環として策定するものである。

3 業務期間

業務委託契約締結日から令和4年1月31日

4 対象施設

- (1) 廿日市市福祉健康増進保養センター（道の駅スパ羅漢）
- (2) 廿日市市吉和魅惑の里
- (3) 廿日市市宮島包ヶ浦自然公園
- (4) 国民宿舎みやじま杜の宿

5 業務内容

(1) 経営診断と課題の抽出及び経営改善策の提案

提供するデータや各施設の指定管理者へのヒアリング等に基づき、現状の経営診断を行い、課題の抽出及び経営改善策の提案を行う。

- ① 委託費などの調査・分析
- ② 商圏の設定とそれを踏まえた検証
- ③ その他収入増・支出減、地域との連携強化等で、経営改善に効果的であると認められるものは追加すること。

(2) 民間事業者へのヒアリング調査

各施設の今後のあり方を検討する基礎資料とするため、譲渡（売却）の可能性を含めた利活用策等について民間事業者へのヒアリング調査を行い、譲渡（売却）が可能と判断される施設については、それに向けた法令及び諸条件、スケジュール等の整理を行う。

6 委託料の概算払

本市が必要があると認めるときは、受託者の請求により委託料の全部又は一部を概算払することがある。

7 中間報告及び成果品

(1) 中間報告

廿日市市福祉健康増進保養センター（道の駅スパ羅漢）及び廿日市市吉和魅惑の里については、令和3年度で指定管理期間が満了となるため、受託者は先行して結論をまとめ、令和3年8月27日までに提出すること。

(2) 最終報告

受託者は、業務終了後、次のものを成果品として、正本5部及び電子データ(CD-ROM)により、観光課まで提出すること。

ア 最終報告書：5部

イ その他本業務で取得、利用又は作成した関係資料

(3) 原則として、中間報告書及び最終報告書の成果品については、A4版片面フルカラー刷りでファイルに綴じること。なお、やむを得ずA3サイズを使用する場合は、A4サイズに折り込むこと。

(4) 電子データは原則として、Microsoft Word、Microsoft Excel、Microsoft PowerPointで編集可能な形式で納品すること。

8 成果の帰属及び秘密の保持

(1) 成果の帰属

本業務における成果については、すべて本市に帰属するものとする。

(2) 秘密の保持

ア 受託者は、本委託業務に関し、受託者が、市から受領又は閲覧した資料等は、市の了解なく公表又は使用してはならない。

イ 受託事業者は、本委託業務で知り得た業務上の秘密を保持しなければならない。

(3) 個人情報の保護

受託者は、本委託業務(再委託した場合を含む。)を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、廿日市市個人情報保護条例第9条の規定に基づく措置による個人情報特記事項を遵守すること。

9 再委託の禁止

本業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により本市の承諾を受けた場合は、この限りではない。

10 その他留意事項

(1) 本業務を円滑に実施するため、本市と受託者は十分な協議を行うものとする。

(2) 本業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、本市と受託者が協議の上、決定するものとする。

(3) 業務完了後、成果品に不備があった場合は、本市の指示により受託者の負担において直ちにその不備を修正するものとする。